

取引条件

本契約は、20__年__月__日に、ステップファースト（T.A.O. Group K.K. 231-0012 神奈川県横浜市中区相生町 3-61 泰生ビル 2 階、以下「ステップファースト」という）と _____（_____、以下「顧客」という）との間で締結された。個々の当事者を「当事者」、両者を併せて「両当事者」という。

ステップファーストは、以下の条件に基づき、顧客が直接雇用するための資格条件を満たした人材（以下「候補者」という）を必要に応じて提供可能な範囲で募集および紹介する。

1. 料金

提供されるサービスの対価として、ステップファーストは、各就職斡旋に対し、斡旋された従業員の初年度の年収の 30%に相当する金額を斡旋料として受け取り、顧客は、従業員の入社初日にその請求を受ける。ステップファーストへの支払い期日は、従業員の入社初日より 30 日以内とする。顧客は、支払いが遅れた場合、2%の損害金が課せられる。

顧客は、本条項に従い、紹介されて雇用された候補者に対する斡旋料を全額支払うことに同意するものとする。これは、顧客が候補者を直ちに、または候補者の紹介日と紹介された候補者の最終面接日のいずれか遅い日付より 12 ヶ月以内に、直接雇用もしくは間接雇用した場合に拘らない。

2. 報告

顧客は、ステップファーストが紹介した候補者に提供された署名入りの内定書の複写を、候補者から署名入りの複写を受領した日より 7 日以内にステップファーストに提供することに同意するものとする。候補者が、ステップファーストに携わる直前の 12 ヶ月間に顧客の過去の求人に応募していた場合、顧客は、その事実気づいた時点でその旨をステップファーストに告知することに同意するものとする。

また、顧客が上記の候補者の雇用を進める場合、顧客は、その候補者をステップファーストにより新たに紹介された人材と見なし、本契約に基づき、あらゆる関連料金に対する支払い義務を負うことに同意するものとする。

3. 返金

候補者が入社初日に出社しなかった場合、または顧客と候補者との交渉が決裂した場合、ステップファーストは顧客に全額を返金する。

上記以外の事由により候補者の雇用が終了した場合、ステップファーストは、顧客に対して代替候補者を提供する選択権を有する。

ステップファーストが代替候補者を提供できない場合、顧客が候補者の労働力を利用した月数に基づき返金される。

- i 候補者が顧客のために勤務した期間が丸 1 ヶ月未満の場合は、75%の返金
- ii 候補者が顧客のために勤務した期間が 1 ヶ月以上丸 2 ヶ月未満の場合は、50%の返金
- iii 候補者が顧客のために勤務した期間が 2 ヶ月以上丸 3 ヶ月未満の場合は、25%の返金
- iv 候補者が顧客のために勤務した期間が 3 ヶ月以上の場合は、0%の返金

4. 勧誘禁止

本契約期間中、両当事者は、自らのために、またはサービスとして、もしくは他者に代わって以下を行ってはいけない。

- i 役員、管理者、従業員に対し、他方当事者から離脱するように勧誘または誘発する。もしくは、
- ii 他方当事者の顧客またはコンサルタントの取引を勧誘する。

5. 一般事項

本契約は、抵触法の原則に拘らず、日本法に準拠し、同法に従って解釈および執行されるものとする。

これらの条件、条項または規定が、いかなる程度であれ無効、違法、執行不能と判断された場合、こうした条件、条項または規定は、残りの条件、条項または規定から分離したもの

と見なされ、残りの条件、条項または規定は、法が認める最大限の範囲において引き続き有効となる。

本契約は、本契約の主題に関する両当事者の完全な合意および了解事項を含み、当事者間の過去および現在におけるあらゆる性質の議論、合意、了解を融合し、これに優先する。

本契約書は、複数の複本によって締結することができ、各複本はいずれも正本と見なされるが、併せて同じ一つの契約書を構成する。本契約書の複本は、いずれかの当事者が電子的に署名し、他方当事者に提出できる。受領当事者は、こうしたファクシミリまたはその他の電子的手段によって署名されて提出された書類の受領を、正本を受領したものと見なし、これに依拠することができる。

ステップファースト (T. A. O Group K. K.) (_____)

署名：署名：

氏名：マイケル・ピカリング氏名：

日付：日付：